



福祉施設版

NEWS LETTER

2021年3月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

どうなる？ 令和3年度介護報酬改定



感染症への不安が色濃く残る中、4月に施行される介護報酬改定は**0.70%のプラス改定**に落ち着きました。今改定では、人材不足や自立支援強化等の従来の視点に加え、**感染症や災害への対応力強化**も重視されています。

9月末までは0.05%の上乗せ

改定率の決定に併せ、新型コロナウイルス感染症への対応に配慮し、令和3年4月から令和3年9月末までの半年間、特例的な評価として0.05%が上乗せされることも合意されました。

令和3年度改定で追加された新しい柱

今回の改定では、昨今の感染症や大規模災害等の経験から、緊急時でも必要なサービス提供が途切れることなく継続できる対応力の強化が、新たな柱として加わりました。

● 感染症対策と事業継続の取組を義務化

3年間の経過措置が設けられた上で、次の2つが義務づけられます。

① 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーションの実施)等

② 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制のための、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施

● 通所介護等の報酬の見直し

感染症等で利用者減となった場合の通所介護等の報酬について、次の見直しが行われます。

- ① 事業所規模別の報酬区分の決定にあたって、より小さい規模区分がある大規模型について、前年度の平均延べ利用者数ではなく、**感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎**とすることを可能に。
- ② 通所介護等について、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から一定割合以上減少している場合、**一定期間、臨時的な利用者の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための評価**を行う。

昨年6月以来、新型コロナウイルス感染拡大の深刻な影響を受けた通所介護サービス事業者に対し、毎月一定回数まで2区分上位の報酬を算定することを認めた特例が設けられ、半数以上の事業所の利用がありました。上記の改定に伴い、これが廃止される見込みです。今後の発表にも引き続きご注目ください。

参考：厚生労働省「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188370_00002.html

介護サービス事業所の増減

ここでは2021年1月に発表された調査結果※から、介護サービスごとの施設数や事業所数の増減をみていきます。

居宅介護支援事業所が最も多い

上記調査結果から、2019年10月1日時点の介護サービス（以下、サービス）ごとの施設数や事業所数と、2018年からの増減率をまとめると、下表のとおりです。

事業所数が最も多いのは、居宅介護支援事業所で40,118事業所となりました。次いで、訪問介護が34,825事業所、通所介護も24,035事業所となっています。反対に最も少ないのは、夜間対応型訪問介護の228事業所です。次いで、介護医療院が245施設、地域密着型特定施設入居者生活介護も352施設となりました。

増加したサービスが半数以上を占める

2018年からの増減率をみると、36サービス中、22のサービスが2018年から増加しました。

増減率が最も高いのは、介護医療院の295.2%です。複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）も14.8%の増加で、この2サービスが10%以上の増加となっています。その他、5%以上の増加となったのは、地域密着型特定施設入居者生活介護、訪問看護ステーション、介護予防訪問看護ステーションでした。

一方で、14のサービスが2018年から減少しています。最も減少幅が大きいのは、介護療養型医療施設のマイナス18.8%です。唯一の二けた減少となりました。次いで、介護予防訪問入浴介護がマイナス5.2%、訪問入浴介護もマイナス5.0%となりました。訪問入浴系サービスの減少が目立ちます。

全国の状況はこのようになりましたが、貴施設の周辺の状況はいかがでしょうか。

介護サービス施設・事業所数の増減(施設・事業所、%)

	2019年	増減率		2019年	増減率
介護予防訪問入浴介護	1,626	-5.2	短期入所療養介護	5,230	-1.6
介護予防訪問看護ステーション	11,301	6.1	特定施設入居者生活介護	5,328	2.5
介護予防通所リハビリテーション	8,226	2.0	福祉用具貸与	7,651	-2.7
介護予防短期入所生活介護	11,037	1.2	特定福祉用具販売	7,630	-3.0
介護予防短期入所療養介護	5,101	-1.6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,020	4.6
介護予防特定施設入居者生活介護	4,917	2.1	夜間対応型訪問介護	228	3.2
介護予防福祉用具貸与	7,549	-2.9	地域密着型通所介護	19,858	-0.5
特定介護予防福祉用具販売	7,597	-3.0	認知症対応型通所介護	3,973	-2.3
介護予防認知症対応型通所介護	3,664	-2.4	小規模多機能型居宅介護	5,502	0.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,017	0.9	認知症対応型共同生活介護	13,760	1.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	13,384	1.0	地域密着型特定施設入居者生活介護	352	7.3
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5,199	1.0	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	588	14.8
訪問介護	34,825	-0.8	地域密着型介護老人福祉施設	2,359	1.9
訪問入浴介護	1,790	-5.0	居宅介護支援事業所	40,118	-2.0
訪問看護ステーション	11,580	6.4	介護老人福祉施設	8,234	1.7
通所介護	24,035	0.7	介護老人保健施設	4,337	0.0
通所リハビリテーション	8,318	2.2	介護医療院	245	295.2
短期入所生活介護	11,566	1.2	介護療養型医療施設	833	-18.8

※複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査」

2019年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものです。詳細は次のURLのページからご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service19/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『退職代行業者から「職員が退職する」という申出の連絡』



退職代行業者*と名乗るところから、当施設の無断欠勤している職員について「〇月〇日付で退職する」という郵便が届きました。その職員とは現在、連絡がとれない状況にあります。どのようにすればよいのでしょうか？

(※) 弁護士や労働組合ではない退職代行業者



退職代行業者は「使者」という位置づけになるため、その退職の意思表示が本人のものなのかを職員に確認する必要があります。電話やメールが繋がらず職員と連絡がとれない状況にあれば、退職代行業者から届いた書面が本人のものか、自筆や捺印などで確認します。それでも本人の意思か確認がとれない場合には、退職代行業者を通じて本人の意思を確認しましょう。

詳細解説：

1. 退職代行業者とは

職員が退職するにあたり、自ら申出をすることで、使用者から引き留めなどを受け、退職のトラブルに発展することを懸念する傾向が強まっています。



このような状況を受けて職員の代わりに退職の申出をする退職代行業者が出現し、更に使用者に報告せず気軽に辞めることができると考える人の間で利用が広がっています。

2. 退職代行業者の法的な位置づけ

この退職代行業者の法的な位置づけとして「代理」と「使者」が考えられますが、弁護士法により弁護士でなければ職員の「代理」をすることができないことから、「使者」という立場となります。使者としての退職代行業者は、職員本人が行う退職の意思表示を、使用者に届けることになり、交渉などを行うことはできません。

3. 退職代行業者から連絡がきた場合の対応

退職代行業者から連絡がきたときは、一般

的にはその退職の意思表示が職員本人の意思によるものかを確認する必要があります。確認の方法としては、通常、直接本人に連絡をすることになります。退職代行業者から届いた文書の中に、本人への直接の連絡を禁止するような文言や、退職代行業者あてに連絡してほしい旨の文言が入っていることがありますが、この内容に強制力はありません。

本人と連絡がとれない場合は、退職代行業者から届いた書面が本人のものか、自筆や捺印などで確認します。そして、確認したものの、本人のものなのか確認できない場合は、本人からどのような依頼があったのか退職代行業者に確認したり、本人の意思を確認できる資料の送付を依頼したりなどとよいでしょう。

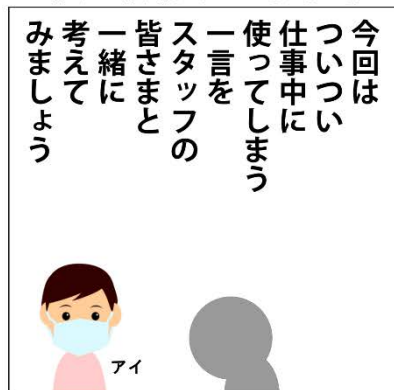
退職代行業者からの連絡が、職員本人の意思である場合、退職の申出は認めざるをえません。ただし、何の対応もせずに認めてしまうことで、職員間で情報が共有され、今後も退職代行業者を通じた申出が行われる可能性があります。そのため、退職の申出のルールを労使で確認しておきましょう。

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『常に最初のつもりで』



常に最初のつもりで



ワンポイントアドバイス

相手に同じ内容を再び伝えるとき、皆さまはどのような言葉を発していますか？

- 「先ほども言いましたように・・・」
- 「先日も申しましたが・・・」

などと、事例のアイさんのように、このような言葉を発していいでしょうか。

こういった一言は、利用者様にしてみると、自分が責められているような気持ちにさせられ、不快さが残ります。たとえ、以前に伝えた点が真実であったとしても、唐突に表現することは控えたほうが良いでしょう。

例えば、「……そうでしたか、説明が足りなかったようですね。申し訳ございません。先日もお話をさせていただいたのですが……」など、相手の状況や気持ちに配慮した言葉を添えることも大切です。

“常に最初のつもりで”利用者様と接する

こういった介護従事者の相手を気遣う心のゆとりが、納得と信頼の介護の提供に繋がるのではないのでしょうか。

私達も心のゆとりを日常業務に活かし、利用者様に信頼される介護の提供を目指しましょう。